

令和4年度「市民と議会の対話集会」記録

産業建設委員会

- 開催日時 令和4年11月7日（月）10：30～12：00
- 開催場所 中津川建設協会会議室
- 懇談先 建設協会役員（10名）
- 出席議員 産業建設委員
糸魚川伸一（委員長）、鷹見信義（副委員長）
大堀寿延、岡崎隆彦、吉村浩平、牛田敬一、島崎保人
- 懇談テーマ 道路行政の現状と課題について
- 懇談内容

【建設業における現状について】

建設協会副理事長

- ・ 物価高騰の折、見積もり時期と実施時期のタイムラグで予算の想定が施主にとっても施工業者にとっても難しい状況にある。特に公共工事は当初予算からしっかり提示して示していただかないと、会社への投資が読めず先細りの地域建設業業界になってしまう。
- ・ 職人が高齢化しているが担い手が少ない。
- ・ 労働力不足により、工事が予定通りに進まない事が多い。天候も不順で降雨も多く、災害が発生しても対応困難な場合が出る恐れがあると思う。また、雪害対策も難しくなりそうである。
- ・ 建設業が他の産業と比べて羨ましいぐらいの給与がだせないと、若い人材は集まらないのではないか。
- ・ 2014年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正され、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定され、これにより、予定価格の設定やダンピング対策はある程度の成果があったと思われるが、法改正の目的である、建設業の人手不足の解消にはあまり成果がない。

【建設業における課題と今後について（人材確保・人材育成・休暇取得など）】

建設協会副理事長

- ・ 中間層が薄い現状から若手の成長が急務であるが、育成に苦慮している。働き方改革や昨今の何かとデリケートな世の中で、先人の様な技術者の育成が難しくなっている。2024年の時間外上限規制見直しにより法を守るためには、発注者の工期設定（現状の1.5倍）と予算増加なくして物理的に困難。
- ・ 地域的な問題なのか新卒採用ができない。市として、名古屋方面での新卒採用を誘導してはどうか、人口の流入にもつながる。
- ・ 人材確保が難しい。事業内容の見直しと、外国人の受け入れを考えていかななくてはと考える。また、働き方改革規制が増え、対応できる余力のある会社しか生き残れないのでは。
- ・ 技術者、現場作業員共に不足している。休日を増やすなど努力をしているが、思うように補充できている。
- ・ 2019年に、新たな課題に対応すべく、2014年から5年間の成果をさらに充実する為、新・担い手3法として、①働き方改革の推進、②生産性向上への取組、③災害時の緊急対応強化や持続可能な事業環境の確保など、法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針が改正された。主に品確法では公共工事の発注者・受注者の基本的な責務について、建設業法・入契法については建設工事や建設業に関する具体的なルールについて改正された。このうち、人材確保・人材育成・休暇取得などの実現については、新・担い手3法への改正により、適正な工期設定や適正な請負代金での下請け契約、現場の処遇改善などが規定されているが、建設業の働き方改革を実現するには、まだまだ改善の余地があるように思われる。

【市が発注する工事等にかかる現状について（施工時期・工期平準化、災害復旧工事など）】

建設協会理事

- ・ 工事に関連する他の管理者（電力、NTT、国道、河川他）との連携が施工者まかせになることが多い。そういった外部要因から工事が延びた時の経費は計上が難しく多くは赤字になる。設計予定価格について特に建築は、公共積算や設計事務所の見積りでは今の市況にまるで合わない。施工地域業者から見積徴収した上で積算する等、国や県のやり方を学んでいただきたい。
- ・ （市が発注する工事が）枯渇しつつある。
- ・ 検査、変更契約等の対応が遅い。
- ・ 働き方改革等で日祭日を休日としなければならないのに休日に作業しなくてはならない工事の発注があり見直しをお願いしたい。（学校等の工事）
- ・ 施工時期に合わせた発注計作り進めてほしい。（降雨期、降雪期を外して）
- ・ 年度末の繰越工事のおかげで通年を通して仕事が出来て有難い。

- ・新・担い手3法の改正により、施工時期の平準化や災害時の緊急対応強化についても規定されており、繰越工事等によりある程度平準化は進んでいると思われるが、災害対応などを確実に実施する為には、フレックス工期の採用などにより請負者側で技術者の配属時期を調整できるようにするなど、さらなる柔軟な対応をお願いしたい。また、業務量を削減する為、書類の簡素化や電子納品など、国・県発注工事と同様の取り組みをお願いしたい。

以上建設協会の意見をもとに意見交換を行った。

●品質確保に適正な積算が出来ているか。工事発注の平準化、年間発注計画への取組み 市議会議員

- ・10月に3自治体を視察してきたが、大事なのは工事発注計画を市が作ること。ただ、中津川市は予算が大変厳しいので国県の補助を受けて行う工事が多く、内示や補助金の確定時期が分からない部分があるので、難しいと思う。ただ工事発注計画は、作っていかねば仕事が出来ないので、それを公表し、ホームページ等に掲載していくことが大事。それにより、皆さんの工事の段取りも出来ると思う。
- ・補助事業を使っているので、ゼロ国債や繰越明許の仕事、並びに市の単独事業を繰越で作るようにしていけば工事の平準化も出来ると思う。3自治体を視察したなかでも単独事業を繰越で発注している。3月ではなく12月の議会で工事の繰越をしているところもあり、そのような方法も考えていけば工事の平準化も非常にやりやすくなると思う。

●市場単価が変動する中での適正な積算について

市議会議員

- ・予定価格の適正な積算について、予算を提出する時期と実際に工事にかかる時期のタイムラグがあることはその通り。現在当初予算を編成する時期であるが工事にかかる時はすでに半年以上のタイムラグが出てくる。予算編成時に物価高を予測して編成するのは難しいので変更契約等ができるようなシステム作りが必要と思うが、逆に建設協会から提案があればお聞きしたい。現在は、繰越を行うことで平準化が進んでいるとのことですが、繰越だけでは賄いきれないと思う。繰越は予算を繰り越すだけで、それ以上の差が出てくると繰越だけでは無理と思うのでフレックス工期等を取り入れていく必要がある。また債務負担行為をもっと使っていきべきと思う。債務負担行為を早めに設定し、2年または3年かけて工事をしていけば変更契約もできると思う。ここは、行政にしっかり伝えていきたい。

●変更契約、中間検査、完成検査について

市議会議員

- ・変更契約が起きる原因について、大きな契約変更が数件議会に出ているが、それが

なぜ契約変更になるのか建設協会の方の意見をお聞きしたい。

建設協会理事

- ・工事を始める前に設計書があり、それをもって工事を進めるが設計書と現地に合っていない箇所があり、その様な所で変更が発生する。変更時期は、出来たものに対して数量等を記入していき、工期の最後に変更契約をして検査をするので、なかなか変更金額が決まらないまま時間が経ってしまう

市議会議員

- ・変更契約は、現地協議していくものと思っているので、市に申入れしておく。完成検査だけでなく、中間検査を多用すれば次の工事に進んでいけると思う。

建設協会理事

- ・変更は色んな理由で起きる。図面の間違いもあるが、地元と打合せや説明会を行った時に地元の要望で、例えば通行止めで行おうとした時に片側通行でやってほしいとなるとガードマンの数が変わるなど、一概に市の不手際ではないこともある。常に打合せを行っているが、想定通りに行かないことが起こっている。

建設協会理事長

- ・一番の問題は、コンサルから出てくるものが全く現地と合っていない設計書になっていることがある。成果品を受け取る時にチェックをかけて頂きたい。工事の変更を出してもその結果が1～2ヵ月しても出てこない。職員の数の問題もあるが、職員のスキルの差があるので研修などをしっかりお願いしたい。

●人材育成・人材不足について

市議会議員

- ・国においては、新・担い手3法で人材不足等を問題として捉えており、品確法・入契法がどのくらい地元の企業に浸透しているのかを懸念している。給与・働き方改革が出てきて、それが解消されれば技術者も建設業界に入ってくるものと思う。新・担い手3法により建設業のPRをすることで若い人が入ってくると考える。建設業は地産地消の業種であり、新・担い手3法を踏まえ募集することでプラスになると考える。

●フレックス工期について

市議会議員

- ・3自治体を視察してきたが、各市ともフレックス工期に力を入れて取り組んでいた。適正工期は費用の面や仕事の平準化にも効果があると思う。市にもフレックス工期について申し入れをしながら、平準化を進めたい。

●国・県等との協議事項について

市議会議員

- ・特に国・県との協議事項は、非常に長すぎる傾向があり議会としても問題にしつつある。国・県との協議事項は、しっかり把握して設計時に考えておくべきだと思う。このところ協議が多すぎ、協議時間が設計に反映されないためマイナスになり、市

の責任も大きくなっている。市にはしっかり設計するよう言っていく必要がある。コンサルの設計はあいまいな所もあり、現地で変更する場面もあった。従って現地で指示できる人材が必要だと思う。

●効率化等について

市議会議員

- ・新・担い手3法の受注者・発注者の責務として情報通信技術者の活用とあるが、建設協会も市もそのような環境が整っているか確認したい。効率化において新・担い手3法の品確法に工事に必要な情報を把握し国・県に助言を適切に行う能力を有する者の活用とあり、市に専任者がいるのか確認したいと思う。

●情報の電子化について

建設協会理事

- ・変更図面で大きな工事はコンサルから電子データをもらっている。

●打合せについて

建設協会理事

- ・出来るだけ現地で行っている。簡易な物は紙ベースで行い、データで欲しいものはメールを使っている。

●雪害対策について

市議会議員

- ・人材不足とのことだが、市民の生活に直接かかわる事なので、市役所と協議をしながら行っていく必要がある。
県と市と分けて融雪剤散布と除雪を行っているが、機械は1～2台しかなく、市の色んな方面から要望を頂くが国道・県道が先になるので市道が後回しになってしまい苦情がくるので、ご理解願いたい。

●災害対策への対応について

市議会議員

- ・災害対応は建設業の義務として認識している。警報が出た場合は、現地に30分以内に詰めるよう心掛けている。災害のある場所は危険が伴う。熱海での災害復旧時に建設業の方が亡くなられているが、何も補償がない。消防団が仮に亡くなった場合は、1億円程の補償があったと聞いている。将来的には労災の補償も考えていただきたい。
- ・労災の補償は市にも考えていただきたいと思う。

●その他

建設協会理事

- ・以前まで全国大手企業しかできなかったものが、ここ数年地元業者が参加できるよ

うになり、有難く思う。設計をプロポーザル方式とした場合は、そこに対する予算を検討し、発注していただきたい。市の職員は十分いると思うが、技能が必要だと思う。市は何年かで異動するがエキスパートを育てていただきたい。

市議会議員

- ・今いただいた意見は、新・担い手3法に関わるところで、長野市は独自の公契約等条例を作っている。産業建設委員会としても条例等の制定に向けて取組んでいきたいと思う。
- ・設計をプロポーザル方式とした場合、予算内に収まらない場合は、適正な理由があれば変更契約も可能であると思う。

建設協会理事長

- ・一回入札したものを内容が変わらずに変更してもらえない。しかし、地元建設業者として無理して受注している。

建設協会理事

- ・中津川工業高校の土木科を多治見工業高校に持っていくという話があるので、そのような事にならないようお願いしたい。

市議会議員

- ・県・市に働きかけをしていく。
- ・中津川工業高校生の進路状況は各科定員40名に対し、機械科39名、電気科33名、建設工学科31名、電子機械科39名となっている。建設工学科の就職状況は、中津川市内11名、恵那市2名、県内4名、愛知県6名、他1名、進学6名、進路未定1名。

建設協会理事長

- ・JR東海が中津川工業高校に求人を出している。また、西武テクノパークを造り企業誘致に取り組まれるなかで他県からも来てもらえる学校作りに力をいれてほしい。中津川工業高校は大切な学校なので、議員からも盛り上げていただきたい。市と日頃より意見交換しており、以前に比べ関係が改善されており感謝している。国・県の情報を市の方が受け止めるのが遅れているように感じるので、宜しく願いしたい。